工事監理業務の重要性について

建築基準法では建築物の安全を確保するため、一定規模以上の建築物を建築する場合、工事監理者を定めることは建築主の義務となっており、これらの規定に違反した場合は工事をすることができません。

建築物がその性能を十分に発揮するには、設計が適正にされているだけではなく、その設計図書どおりに施工されていることが重要です。
また、工事監理とは、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること」をいい、一定規模以上の建築物（例：戸建て木造住宅の場合は延べ面積 100 ㎡を超えるもの）の工事監理は建築士でなければ行えません。

工事監理者は、欠陥の発生を未然に防ぐ重要な役割を担っており、適切な工事監理が行われることで欠陥工事の発生を未然に防ぐことができるため、信頼できる工事監理者を選任することについてご理解とご協力をお願いします。

（問合せ先）
公益社団法人　愛知県建築士事務所協会　一宮支部
Email：jimkyo138.info+contact@gmail.com
URL：https://jimkyo138info.wixsite.com/jimkyo138

一宮市　まちづくり部　建築指導課建築審査グループ
電　話：０５８６－２８－８６４５
内　線：３２８０
Email：kenshi@city.ichinomiya.lg.jp